六十五　チェコ通貨　一〇〇コルナにつき本邦通貨五〇七円
六十六　アイスランド通貨　一〇〇アイスランド・クローネにつき本邦通貨九一円
六十七　チュニジア通貨　一チュニジア・ディナールにつき本邦通貨六一円
六十八　リビア通貨　一リビア・ディナールにつき本邦通貨八五円
六十九　ガーナ通貨　一ガーナ・セディにつき本邦通貨三四円
七十　ハンガリー通貨　一〇〇フォリントにつき本邦通貨四五円
七十一　セネガル通貨　一〇〇ＣＦＡフランにつき本邦通貨二一円
七十二　クウェート通貨　一クウェート・ディナールにつき本邦通貨三八一円
七十三　アルジェリア通貨　一〇〇アルジェリア・ディナールにつき本邦通貨一三一円
七十四　コートジボワール通貨　一〇〇ＣＦＡフランにつき本邦通貨二一円
七十五　ルーマニア通貨　一レイにつき本邦通貨三二円
七十六　シンガポール通貨　一シンガポール・ドルにつき本邦通貨八六円
七十七　タンザニア通貨　一、〇〇〇タンザニア・シリングにつき本邦通貨六五円
七十八　ブルガリア通貨　一レヴにつき本邦通貨七二円
七十九　マダガスカル通貨　一、〇〇〇アリアリにつき本邦通貨四四円
八十　ザンビア通貨　一クワチャにつき本邦通貨一七円
八十一　ガボン通貨　一〇〇ＣＦＡフランにつき本邦通貨二一円
八十二　バングラデシュ通貨　一〇〇タカにつき本邦通貨一四二円
八十三　リベリア通貨　一〇〇リベリア・ドルにつき本邦通貨一三一円
八十四　モンゴル通貨　一、〇〇〇トゥグリクにつき本邦通貨五九円
八十五　ベトナム通貨　一〇、〇〇〇ドンにつき本邦通貨五二円
八十六　中央アフリカ通貨　一〇〇ＣＦＡフランにつき本邦通貨二一円
八十七　アラブ首長国連邦通貨　一ディルハムにつき本邦通貨三〇円
八十八　カタール通貨　一カタール・リヤールにつき本邦通貨三〇円
八十九　パプアニューギニア通貨　一キナにつき本邦通貨四四円
九十　トリニダード・トバゴ通貨　一トリニダード・トバゴ・ドルにつき本邦通貨一八円
九十一　ジャマイカ通貨　一〇〇ジャマイカ・ドルにつき本邦通貨九八円
九十二　ギニア通貨　一、〇〇〇ギニア・フランにつき本邦通貨一六円
九十三　イエメン通貨　一〇〇イエメン・リアルにつき本邦通貨五一円
九十四　スリナム通貨　一スリナム・ドルにつき本邦通貨三三円
九十五　ウガンダ通貨　一、〇〇〇ウガンダ・シリングにつき本邦通貨四一円
九十六　フィジー通貨　一フィジー・ドルにつき本邦通貨五七円
九十七　オマーン通貨　一オマーン・リアルにつき本邦通貨二八七円
九十八　ソロモン通貨　一ソロモン・ドルにつき本邦通貨一五円
九十九　ジンバブエ通貨　一〇〇ジンバブエ・ドルにつき本邦通貨二九円
百　ブルネイ通貨　一ブルネイ・ドルにつき本邦通貨八六円
百一　バーレーン通貨　一バーレーン・ディナールにつき本邦通貨二九二円
百二　カメルーン通貨　一〇〇ＣＦＡフランにつき本邦通貨二一円
百三　カンボジア通貨　一、〇〇〇リエルにつき本邦通貨二七円
百四　ウクライナ通貨　一〇〇グリブナにつき本邦通貨八一九円
百五　ウズベキスタン通貨　一、〇〇〇ソムにつき本邦通貨四五円
百六　カザフスタン通貨　一〇〇テンゲにつき本邦通貨六一円
百七　ベラルーシ通貨　一、〇〇〇ベラルーシ・ルーブルにつき本邦通貨一〇円
百八　モザンビーク通貨　一〇〇メティカルにつき本邦通貨三六一円
百九　ミクロネシア通貨　一ミクロネシア・ドルにつき本邦通貨一一〇円
百十　マーシャル通貨　一マーシャル・ドルにつき本邦通貨一一〇円
百十一　クロアチア通貨　一クーナにつき本邦通貨一八円
百十二　ボスニア・ヘルツェゴビナ通貨　一コンヴェルティビルナ・マルカにつき本邦通貨七二円
百十三　パラオ通貨　一パラオ・ドルにつき本邦通貨一一〇円
百十四　アゼルバイジャン通貨　一アゼルバイジャン・マナトにつき本邦通貨一四〇円
百十五　タジキスタン通貨　一タジキスタン・ソモニにつき本邦通貨二一円
百十六　東ティモール通貨　一東ティモール・ドルにつき本邦通貨一一〇円
百十七　キルギス通貨　一〇〇キルギス・ソムにつき本邦通貨一九八円
百十八　アンゴラ通貨　一〇〇クワンザにつき本邦通貨一一一円
百十九　トルクメニスタン通貨　一トルクメニスタン・マナトにつき本邦通貨三九円
百二十　ボツワナ通貨　一プラにつき本邦通貨一二円
百二十一　マラウイ通貨　一〇〇マラウイ・クワチャにつき本邦通貨二五円
百二十二　マリ通貨　一〇〇ＣＦＡフランにつき本邦通貨二一円
百二十三　トンガ通貨　一パ・アンガにつき本邦通貨五八円
百二十四　グルジア通貨　一ラリにつき本邦通貨六三円
百二十五　ブルキナファソ通貨　一〇〇ＣＦＡフランにつき本邦通貨二一円
百二十六　モーリタニア通貨　一〇〇ウギアにつき本邦通貨三六円
百二十七　ベナン通貨　一〇〇ＣＦＡフランにつき本邦通貨二一円
百二十八　ルワンダ通貨　一〇〇ルワンダ・フランにつき本邦通貨一六円
百二十九　ジブチ通貨　一〇〇ジブチ・フランにつき本邦通貨六二円
百三十　南スーダン通貨　一南スーダン・ポンドにつき本邦通貨三七円
百三十一　サモア通貨　一サモア・タラにつき本邦通貨四六円
百三十二　アルメニア通貨　一〇〇ドラムにつき本邦通貨二七円
百三十三　ナミビア通貨　一ナミビア・ドルにつき本邦通貨一〇円

○農林水産省告示第七十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十七年一月十六日

農林水産大臣　西川　公也

一　保安林の所在場所　鳥取県鳥取市青谷町早牛字鎌谷二五二から二五四まで、二五二の一、二五二の二、二五五の一、二五五の三

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県庁及び鳥取市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第七十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十七年一月十六日

農林水産大臣　西川　公也

一　保安林の所在場所　鳥取県鳥取市大畑字村中一二六の二、一二九、八九九、九〇〇の一、九〇二、九〇三、字堤ノ元西平八九七、八九八

二　指定の目的　土砂の崩壊の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県庁及び鳥取市役所に備え置いて縦覧に供する。）